

一般社団法人日本鉄道技術協会規則

第 1 章 総 則

(制 定)

第 1 条 この規則は、一般社団法人日本鉄道技術協会（以下「協会」という。）の定款第 5 0 条の定めにより、事業の遂行及び会務の執行などに必要な事項を規定する。

第 2 章 会 員

(会員の登録と特典)

第 2 条 正会員は、入会するとき正会員名簿に登録され、技術情報誌「J R E A」の配布を受けるほか、協会主催の各種行事に参加することができる。

2 賛助会員は、入会するとき賛助会員名簿に登録され、それぞれの希望により技術情報誌「J R E A」又は英文誌「Japan Railway Engineering」(以下「J R E」という。)のいずれか一方、又は両者を組み合わせて、1 口につき計 2 部の割合（ただし、最大各 1 0 部を限度とする。）で配布を受けるほか、協会主催の一般行事に参加することができる。

3 特定部会会員である日本鉄道サイバネティクス協議会（以下「協議会」という。）の会員は、特定部会会員名簿に登録され、協議会が発行する技術情報誌「サイバネティクス」及び調査報告書等の配布を受けるほか、協議会が主催する各種行事に参加することができる。

4 会員は業務上の研究調査などを協会に依頼することができる。

(入会金および会費)

第 3 条 正会員及び賛助会員の入会金と会費は、次のとおりとする。

会員種別	入会金	年度会費（4 月より翌年 3 月迄）
正会員	1,000 円	年額 6,600 円
賛助会員	5,000 円	1 口につき 年額 24,000 円

注 正会員については、年度内入会者の会費は 1 ヶ月当たり 550 円の割合とする。

2 特定部会会員の入会金と会費は、別に定める特定部会運営規則による。

(会費の納入)

第 4 条 正会員及び賛助会員の年会費は、当該年度 5 月末までに納入しなければならない。ただし、協会の都合により別の期限を指定した場合はこの限りではない。

第 3 章 本 部

(事務所)

第 5 条 定款第 2 条による主たる事務所を本部とする。

(事務局)

第 6 条 本協会の事務を処理するため、本部に事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長及び職員は、会長が任免する。
- 4 事務局長は、会長の指示を受け事務局を掌理する。
- 5 会長は、専務理事に事務局長を兼任させることができる。

(事業計画及び収支予算)

第7条 事務局長は、会長の命を受け、各年度毎に事業計画書及び収支予算書を作成して会長に提出し、当該事業年度開始の日の前日までに理事会の承認を受けなければならない。

(会員名簿)

第8条 本部は、現に加入する会員の名簿を備えておかなければならない。

(会務の執行)

第9条 会員の入退会処理、会費の收受、会誌及び諸案内送付などの会務は、本部が集約して行う。ただし、実状により本部が認めた支部においては、会務の一部を代行することができる。

(支部交付金)

第10条 本部は、支部事業に必要な資金を支部長に交付する。

- 2 交付する資金は、支部会員数に比例して算出する。
- 3 交付する資金の限度額は、理事会の承認を受けなければならない。

第4章 支 部

(所在地)

第11条 定款第2条2項により支部を北海道、東北、中部、関西、四国、九州に置く。

2 支部の設置、分割、統合及び廃止は、支部の会員を代表する者の申請により理事会の決議を経て行う。

(支部長)

第12条 支部長は、各支部の正会員の中から支部の推薦にもとづき、理事会の決議により選定する。

- 2 支部長は支部運営全般を総括する。
- 3 支部長は、毎事業年度終了後、速やかにその年度の事業報告並びに会計報告を会長あてに行わなければならない。

(事業)

第13条 支部はその支部の会員を対象として、定款第4条に定める事業を行うことができる。

(支部規則)

第14条 支部長は、支部運営に関する支部規則を協会の定款及び本規則に従って制定し、会長に報告し承認を受けなければならない。これを変更する場合もまた同様とする。

第5章 会務の執行

(運営懇談会)

第15条 本部に運営懇談会をおき、会務執行に必要な事項を審議する。

2 運営懇談会は、会長、副会長、特定部会長、専務理事および会長が指名委嘱した理事で構成し、会長が必要と認めるとき随時これを召集する。

(委員会等)

第16条 本部に次の委員会等を置く。

- (1) J R E A誌編集委員会
- (2) J R E編集委員会
- (3) 総合安全調査研究会
- (4) 外国鉄道技術研究会
- (5) 表彰委員会
- (6) 日本鉄道技術協会坂田記念賞選考委員会

(協力幹事)

第17条 協力幹事は、原則として10名以上の会員が所属する企業又は団体（以下「職場」という。）からの推薦に基づき会長が委嘱し、各職場において次の事項を担当する。

- (1) 会員の入会勧奨、維持及び本部への情報提供
- (2) 協会活動について会員への情報提供
- (3) 本部・支部と連携し、協会活動の支援

(規則等)

第18条 会務の執行については、必要に応じ別に規則等を定め、会長の承認を得なければならない。

第6章 会 計

(会計規則)

第19条 会計については、協会の定めた会計処理規定に従う。

(収支の分離)

第20条 特定部会の事業活動に係る収入及び支出は分離して会計を行う。

(経費の徴収)

第21条 研究会、講演会、見学会等について、その開催経費に充てるため、会費を徴収することができる。

附則

1. この規則は、理事会の決議により変更、廃止することができる。
2. この規則は、一般社団法人日本鉄道技術協会の設立の日から施行する。